

教育委員会会議規則（第18条関係）

会 議 録

文書分類		保存期間	30、10、5、3、1年
会議の名称	第11回教育委員会定例会		
開催日時	令和6年11月21日（木） 午後 3時00分開会 午後 3時53分閉会		
開催場所	真壁庁舎 3階 3310会議室		
出席者	（委員出席者氏名） 教 育 長 稲川 善成 教育長職務代理者 小林 源洋 委 員 小島 香織 委 員 宇佐美 徹 委 員 舘野 仁一 （説明の出席者職・氏名） 教 育 部 長 佐谷 智 次長兼学校教育課長 仲田 幸一 教育指導課長 小林 詠二 生涯学習課長 飛毛 俊浩 スポーツ振興課長 廣澤 伸一 文化財課長 寺崎 大貴 学校給食センター所長 渡邊 正人		
議事録署名人	小林 源洋 委員		
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第28号 議案24号桜川市真壁伝承館図書館資料インターネット検索等予約サービス実施要綱の一部改正の変更についての専決処分の承認について ・議案第29号 桜川市生涯学習センター運営評価委員会設置条例（案）に同意することについて ・議案第30号 桜川市教育委員会職務代理者の指名について ・報告第8号 令和6年11月1日（金）大和中学校教諭の不祥事案について 		
会議録作成方針	要点記録		

情報の公可否	④・否 不開示理由（部分開示を含む）
--------	-----------------------

会 議 内 容	(審議内容・審議経過・結論等)
稲川教育長	<p>ただいまから令和6年第11回桜川市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は私を含めて5名、定足数に達していますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>【 議事録署名人の選任 】</p> <p>本日の定例会における議事録署名人につきましては、 小林 源洋 委員をお願いいたします。</p> <p>【 議事 】</p> <p>本日の会議に提案されている案件は、議案が3件、報告が1件でございます。ご協議のほど、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第28号「議案24号桜川市真壁伝承館図書館資料インターネット検索等予約サービス実施要綱の一部改正の変更についての専決処分の承認について」生涯学習課より説明願います。</p>
飛毛生涯学習課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言等あれば、お願いいたします。
全委員	(意見なし)
稲川教育長	<p>それでは発言がありませんので採決に入ります。</p> <p>議案第28号「議案24号桜川市真壁伝承館図書館資料インターネット検索等予約サービス実施要綱の一部改正の変更についての専決処分の承認について」は、原案の通りとすることにご異議ございませんか。</p>
全委員	異議なし。

稲川教育長	<p>ご異議ありませんので、議案第 28 号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて、議案第 29 号「桜川市生涯学習センター運営評価委員会設置条例（案）に同意することについて」生涯学習課より説明願います。</p>
飛毛生涯学習課長	<p>（資料により説明）</p>
稲川教育長	<p>運営評価委員会を設けなくてはいけないというのは指定管理委員でございますのでわかります。評価の仕方が、まずは指定管理者が自己評価をして、そして我々教育委員会生涯学習課の方で内部評価をして、また運営評価委員会の第三者組織において適正な評価をします。ただ、2月2日開館ということですので、令和6年度の実績的な部分について、報告書が上がってくるのが5月だそうです。それに基づいてということですので、第1回目はそれ以降の月になりますね。</p>
飛毛生涯学習課長	<p>はい。</p>
稲川教育長	<p>条例の3条のところでは組織が委員5名ということですね。先ほどの説明では、細かいことについては今後手引き書を作るという話でしたがよろしいですか。</p>
飛毛生涯学習課長	<p>はい。実際にどういったポイントが評価に値するかということにつきましては、まだ具体的に決まっていない部分があります。そのポイントを押さえるために、実際に開館してからやる作業の具現化ができたものに合わせて、評価の基準を設けていきたいと思っています。それは開館までには決めていきたいと思っていますが、現在ではまだ素案の段階ということでご理解いただければと思います。</p>
稲川教育長	<p>わかりました。今回はこの条例を通していただきたいという旨の議案であって、評価项目的な部分に関しては、視点や基準というのが委員に今後示されるんですね。</p>
飛毛生涯学習課長	<p>はい。そちらはあらためて報告させていただければと思います。</p>

	す。
稲川教育長	はい。評価項目に関しては、それが上がってきた段階で、ご意見を頂戴して練り上げるという形でよろしいですか。
飛毛生涯学習課長	そうですね。まず立ち上げる軸組を決めさせていただきたいと思います。
稲川教育長	条例が先に決まらないとその具現的な部分を抑える良い方法も作れないということですね。
	よろしいでしょうか。
全委員	はい。
稲川教育長	それでは発言がありませんので採決に入ります。
	議案第 29 号「桜川市生涯学習センター運営評価委員会設置条例（案）に同意することについて」は、原案の通りとすることにご異議ございませんか。
全委員	異議なし。
稲川教育長	ご異議ありませんので、議案第 29 号は原案通り決定いたします。
	続いて、議案第 30 号「桜川市教育委員会職務代理者の指名について」学校教育課より説明願います。
仲田次長兼学校教育課長	（資料により説明）
稲川教育長	説明が終わりました。いかがでしょうか。
全委員	異議なし。
稲川教育長	はい。満場一致でございます。
	それでは次の教育長職務代理者に小島香織委員を指名させていただきます。任期ですが、令和 6 年 12 月 8 日からとなります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

小島委員	よろしくお願ひいたします。
稲川教育長	続いて、報告第8号「令和6年11月1日（金）大和中学校教諭の不祥事案について」学校教育課より説明願ひます。
仲田次長兼学校教育課長	（資料により説明）
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言等があればお願ひいたします。
館野委員	いいですか。
稲川教育長	はい。
館野委員	教諭と面会したときの様子や、話の内容について、可能な範囲で教えていただければと思います。
仲田次長兼学校教育課長	はい。初めに警察の方から、事件に関することは捜査の関係上触れることができないと言われておりました。面会の中で教諭の方も、心身ともに若干疲れていた様子で、子どもたちにも申し訳ないと話していました。また、面会時間が15分という短い時間でしたので聞き取りもなかなか進まない状況でした。また、子どもたちへの授業については、校長先生の方から学校内での書類の管理や、自分の現在の進捗状況を引き継ぐといった、確認をされたような形です。
小林教育指導課長	繰り返しになりますが、このようなことをしてしまい迷惑をかけてしまったこと、特に子どもたちの授業のことを心配する様子がありました。
小島委員	子どもたちに緊急スクールカウンセラーを紹介されたことでしたね。すごく動揺されたと思うのですが、スクールカウンセラーの利用はあったのでしょうか。
小林教育指導課長	緊急スクールカウンセラーを派遣した際には、教諭のこと自体というよりは、それに関連付けて友達関係等の相談をしていました。この教諭に対して直接ショックを受けてしまったとい

小島委員	<p>う内容では無いということでした。その後も、男性教諭が所属する部活動のお子さんのケアを中心に行っていき、あと学校独自で1人1人の子のケアを行うということで聞いております。</p> <p>ありがとうございます。</p>
稲川教育長	<p>先ほどの説明で、理由は違ったということですが、ショックを受けているというお子さんが若干名いたようですね。ショックを受けた子どももいるであろうということで、緊急に県の方でスクールカウンセラーを派遣してくださったわけです。部員も全員面接していただきましたが、特に気になることは上がってきてはいませんよね。</p>
小林教育指導課長	<p>はい。特に気になりましたのでお聞きしたところ、確かに少しショックを受けているけれども、それ以上は特にはないということでした。もう1回面接を設けた際には、特に誰も相談に来なかったということです。</p>
稲川教育長	<p>委員さん、地域の方からご相談はありましたか。</p>
小林委員	<p>はい。やはり授業について、保護者が気にされてきました。当日、保護者説明会が終わった後の話ですが、その時に言われたのは、校長先生が話すよりも前に、ネットなどでみんな知ってしまったという状況でしたので、できるだけ早く校長先生から子供たちには説明をしてほしいとのことがまず1点。</p> <p>次に、3年生は受験を控えている時期ですので今後どうなるかという話をされました。あとは、やはりスクールカウンセラーの話になりますが、子どもたちもそうですが、その親も子どもが悩んでいるときにどう接していいかわからない部分があるので、保護者にもスクールカウンセラーとしての話を聞かせてもらえないかという意見はありました。</p> <p>ですが、それも学校で全て対応していただきまして、その後その話は出ずに終わりました。以上です。</p>
稲川教育長	<p>次長、話せる分で構いませんが、今現在はどんなふうになっているかわかりますか。</p>

仲田次長兼学校教育課長	<p>警察の方で、暴行疑いで逮捕されますと、まず拘留という形になります。通常ですと 10 日間の拘留という形になって、10 日後に、起訴不起訴という形になりますが、それでも起訴不起訴の判断が検察の方でつかない場合には、さらに 10 日間、合わせて 20 日間の拘留という形になります。本日が 21 日でございますので、本日付で起訴または不起訴の判断が下されていると思われま</p>
佐谷部長	<p>どちらもまず逮捕された次に 48 時間の間に調べて送検され、その後 10 日間の拘留があり、判断がつかなければさらに 10 日間延長があるので、明日には結果がわかりますかね。</p>
仲田次長兼学校教育課長	<p>明日以降に連絡すれば間違いないかと認識しております。起訴の方も、拘留されての起訴となるのか、いわゆる保釈申請をして在宅起訴となるのかそれも含めて明日以降わかるかと思</p> <p>私どもの方で把握している状況というのは、こちらの部分のみで、詳しい事件の内容につきましては、警察の方でも捜査に支障があるのでお話をすることではないということは伺っております。</p>
稲川教育長	<p>現在教育委員会等で掴んでいる情報は以上です。</p>
宇佐美委員	<p>暴行という事案で、伝え方が難しかったと思いますが、教育長が臨時校長会でどのような内容でお伝えしたのか教えていただきたいです。</p>
稲川教育長	<p>あくまで警察の方に確認を取ってみたところ、おおむね報道のとおりだということで、立証ができたので、私の方ではプレスリリースする中であるまじき行為という表現をしました。私の方では被害者にまずはお詫び、それから、あつてはならないことというところでの子ども、保護者、地域に対して申し訳なかったという部分と、信頼回復に努めますというメッセージを、まずは新聞等には出したわけでございます。</p> <p>全職員に対しては、今一度私達は服務規律というところの綱紀肅正については確認をしてまいりましようかと伝えました。</p>

<p>館野委員</p>	<p>補充職員が来るという見通しは今の段階ではなかなか難しいですか。</p>
<p>稲川教育長</p>	<p>はい。今は拘留の段階ですので難しいです。起訴で休職の形になる人に対しては、補充が可能になる。そこが明確にならないと。状況が変化したときには、委員さんの方にはメール等でお知らせいたします。よろしいでしょうか。</p>
<p>全委員</p>	<p>はい。</p>
<p>稲川教育長</p>	<p>それでは発言がありませんので、報告第 8 号「令和 6 年 11 月 1 日（金）大和中学校教諭の不祥事案について」は、報告の通りといたします。</p> <p>協議する案件は以上となります。</p> <p>委員さんからその他に意見やご提案があればお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(意見なし)</p>
<p>稲川教育長</p>	<p>それでは以上で議事を終了いたします。</p> <p>議事進行にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>会議の正なることを証します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">教育長</p> <p style="text-align: center;">議事録署名人 教育委員</p>